

## 別紙1 参考様式

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
豊見城市	東部地区(平良、高安、饒波、金良、長堂、嘉数、真玉橋、根差部)	令和4年3月29日	-

#### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	99ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	-
・アンケートに回答のあった農家のうち、70代以上の後継者未定の農家の耕作面積は3.4ha、12世帯であった。	
・高安地区、饒波地区で土地改良事業等による、ほ場整備が行われている。	
・権利設定を行っていない農家が増えている。	
・周辺環境が変化し住宅地が迫ってきている。農薬の散布や火入れ等、営農に支障が出てきている。また、遊休農地や不法投棄が増加している。	

#### 2 対象地区的課題

・アンケートに回答のあった農家のうち、70代以上の後継者未定の農家の耕作面積は3.4ha、12世帯であった。 →後継者のいない農家の農地の引き受け手の選定を行い、遊休農地対策と中心経営体への農地の集積が必要。
・高安地区、饒波地区で土地改良事業等による、ほ場整備が行われている →農業用水の確保が課題である。また、補助事業で導入したハウスの老朽化の目立つ。
・権利設定を行っていない農家が増えている。 →耕作者が把握できず遊休農地が増加しており、不法投棄も増加している。
・周辺環境が変化し住宅地が迫ってきている。農薬の散布や火入れ等、営農に支障が出てきている。また、遊休農地や不法投棄が増加している。 →混在化を防ぐため農地の中でも優良農地の保全と確保を行う必要がある。また、除外希望や転用希望も多く違反状態の農地もある。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体13名のうち、拡大希望である3名に対して積極的に農地の集積を行う。 農地中間管理機構を通し、継続した農地の管理を行える体制の構築。 中心経営体に位置付けることができる農家の掘り起こしを行う。
--

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・後継者のいない農地について把握を行い、事前に引き受ける中心経営体を定める。 ・農地中間管理機構の活用を促進する。 ・貸出希望の農地については、できるだけ詳細に状況を確認し、担い手への情報提供を行う。
--